

## 市第 100 号議案

## 横浜市高齢者保養研修施設ふれーゆの指定管理者の指定

次のように横浜市高齢者保養研修施設ふれーゆの指定管理者を指定する。

平成22年12月3日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市高齢者保養研修施設ふれーゆ	東京都新宿区西新宿2丁目6番1号	住友不動産エスフォルタ・テルウェル東日本グループ 代表者 住友不動産エスフォルタ株式会社 代表取締役社長 阿部 政樹	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

## 提 案 理 由

横浜市高齢者保養研修施設ふれーゆの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

住友不動産エスフォルタ・テルウェル東日本グループの  
構成員

- 1 東京都新宿区西新宿 2 丁目 6 番 1 号

住友不動産エスフォルタ株式会社

代表取締役 阿 部 政 樹  
社 長

- 2 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 丁目 14 番 9 号

テルウェル東日本株式会社

代表取締役 中 山 進  
社 長

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）